

第2次

内灘町子どもの権利条例推進計画



内 灘 町

はじめに

近年、貧困や不登校、いじめや暴力、児童虐待といった子どもをとりまく深刻な社会問題が後を絶ちません。

このような状況下において、私たちは、未来を担う子ども一人ひとりが、健やかに育ち、社会の一員として認められるべきであることを忘れてはなりません。

内灘町では、平成26年12月に「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」を基本理念とした「第1次内灘町子どもの権利条例推進計画」を策定し、各種施策を進めてまいりました。第1次推進計画から5年が経過し、この度、子どもの権利委員会を設置し、これまでの取り組みの検証及び計画の見直しを行いました。

子どもの権利委員会では、第1次推進計画に掲げた7つの基本施策と評価指標の実施状況を検証しました。また、町立小学校4年生～中学校3年生までの児童・生徒及びその保護者を対象としたアンケート調査を実施し、子どもをとりまく状況の把握及び分析を行いました。

調査結果からは、特に、平成24年に施行された「内灘町子どもの権利条例」の認知度が低いことが分かりました。今後は、この条例の周知・啓発活動の更なる推進が必要であると認識しております。

そして、今回の検証結果を基に、明らかになった現状や新たな課題を踏まえ、「第2次内灘町子どもの権利条例推進計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、子どもたちが健やかに育つことを願い、地域がよりよい社会環境になるよう、家庭、学校、地域社会と連携し、推進計画に掲げる施策に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました内灘町子どもの権利委員会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

令和3年3月

内灘町教育委員会教育長 久下 恭功

目 次

第1章 計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 これまでの取り組みとアンケートからみる

現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

- 1 これまでの取り組みの検証
- 2 子どもの権利に関するアンケート調査の実施
- 3 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・7

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 体系図

第4章 計画の基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・11

- 1 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。
- 2 大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。
- 3 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。
- 4 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。
- 5 子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。
- 6 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。
- 7 子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。

第5章 計画の推進体制と検証・・・・・・・・・・・・・・・・20

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の検証

- 1 内灘町子どもの権利条例
- 2 条例に関するQ&A
- 3 内灘町子どもの権利委員会設置要綱
- 4 内灘町子どもの権利委員会 委員名簿
- 5 第2次内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過
- 6 第1次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表（抜粋）
- 7 子どもの権利に関するアンケート調査結果（抜粋）

第1章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

内灘町では、子どもの健やかな成長を願い、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とした「内灘町子どもの権利条例（以下「条例」といいます）」が平成24年1月1日に施行されました。

平成28年に策定した第5次内灘町総合計画の中では「ひと・まち・海が輝き 笑顔あられる都市 うちなだ」を掲げており、その基本理念には「心豊かで、思いやりあられるまち ～ひとの輝き～」としています。

その基本理念の実現のためには、子どもの権利を尊重し、保護者や家庭、学校、幼稚園及び保育所等、地域社会のそれぞれが役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めていく必要があります。

内灘町子どもの権利条例推進計画は、条例に基づき、子どもの権利に関する各種施策を総合的に推進するために策定するものです。

第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（以下「第2次推進計画」といいます）は、第1次内灘町子どもの権利条例推進計画（以下「第1次推進計画」といいます）の基本理念、基本目標、基本施策を継承しつつ、これまでの取り組みや子どもの権利に関するアンケート調査の結果等から明らかになった課題を踏まえ、具体的な取り組みを反映した計画となっています。

2 計画の位置づけ

本町は子育て支援のまちづくりを町政の重要施策とし、保健センターでの母子保健、子育て支援センターでの各種事業、教育・保育事業などをはじめ、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備など、子どもの健全育成に関する施策を積極的に推進するよう努めているところです。

第2次推進計画は、条例第17条に基づく基本計画として位置づけ、子どもの権利に関連する各種施策等と連携を図っていきます。

3 計画の期間

計画の期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

第2章

これまでの取り組みと

アンケートからみる

現状と課題



第2章 これまでの取り組みとアンケートからみる現状と課題

1 これまでの取り組みの検証

第1次推進計画（計画期間2015年（平成27年）度から2019年（令和元年）度までの5年間）で定めた施策の実施状況を子どもの権利委員会で検証しました。詳しい内容は、参考資料に掲載しています。

2 子どもの権利に関するアンケート調査の実施

町内の子どもや保護者の、子どもの権利に関する意識や内灘町子どもの権利条例の認知度等について把握し、第2次推進計画策定の参考資料とするため、アンケート調査を実施しました。詳しい内容は参考資料に掲載しています。

3 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

「子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表」、「子どもの権利に関するアンケート調査」などから、第2次推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

（1）子どもの権利について普及、啓発活動の推進

子ども、保護者ともに子どもの権利条例の認知度がとても低い現状です。子どもと大人双方に子どもの権利条例の「めざすもの」「大切にしたい考え」等について普及啓発を推進し、町全体で子どもの権利を保障していくため、啓発資料の配布や学習の機会の提供等に取り組んでいく必要があります。

（2）子どもの自己肯定感を育む取り組みの推進

自分のことが好きではない、あまり好きではないと感じている子どもが4割以上おり、子どもの自己肯定感を高め、安心して暮らしていける取り組みを進めていく必要があります。

その取り組みの一つとして、子どもの自然体験活動等を実施して豊かな学びの機会を提供することが引き続き必要となります。

(3) 子どもの居場所の充実

どんな子どもにもくつろぎのある居場所が保障されていますが、現状では、安心していられるところがないと感じている子どももいる状況です。

関係機関や地域が連携して、子どもの居場所づくりを推進していくことが必要となります。

(4) 子どもの意見表明の機会の充実、拡大、及び子どもとのコミュニケーションの充実

子どもが家庭、学びの施設、地域など、どのような場面においても自由に意見を表明し、話をちゃんと聞いてもらうことが引き続き必要となります。

また、町は、必要に応じて子どもの権利に関する各種施策についての意見を述べるための「子ども会議」を実施し、子どもの意見を求めていく必要があります。

(5) 子どもや保護者の相談体制の整備

現状では、困ったり、悩んだりした時に相談できない子どもが一定数います。

いじめや児童虐待、ひとり親家庭が抱える問題など、子どもや保護者が困ったり、悩んだりしたときにひとりで抱え込まずに相談できる体制を整えていく必要があります。

これらの課題を踏まえて、第2次推進計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、
一人ひとりの個性が輝くまち、内灘」

内灘町子どもの権利条例の前文には、この条例に対する町の思いが込められています。計画の基本理念は、この条例の前文を凝縮したものです。

～条例前文より～

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に^{さんさん}燦々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、^{きはんいしき}規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともに作り上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重することを宣言し、この条例を定めます。

2 基本目標

(1) 大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう

子どもは大人に比べて、社会的に弱い立場にあるため、力で抑圧されたり、騙されたり、虐げられるなど、基本的人権が不当に侵害されやすい状況に置かれています。

大人は、先行する世代としての使命と自らの意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、子どもの成長及び子育てに関心を持ち、子どもの権利を守るために、それぞれの立場で相互に連携して協力するよう努めるものとします。

(2) 子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう

子どもは、子どもの権利の主体として自らの権利を知るとともに、思いやりを持って誰もが互いに尊重し合いながら、自分らしく伸び伸びと健やかに成長していくことができるように、子どもの権利に関する理解を深め、意識を高めます。

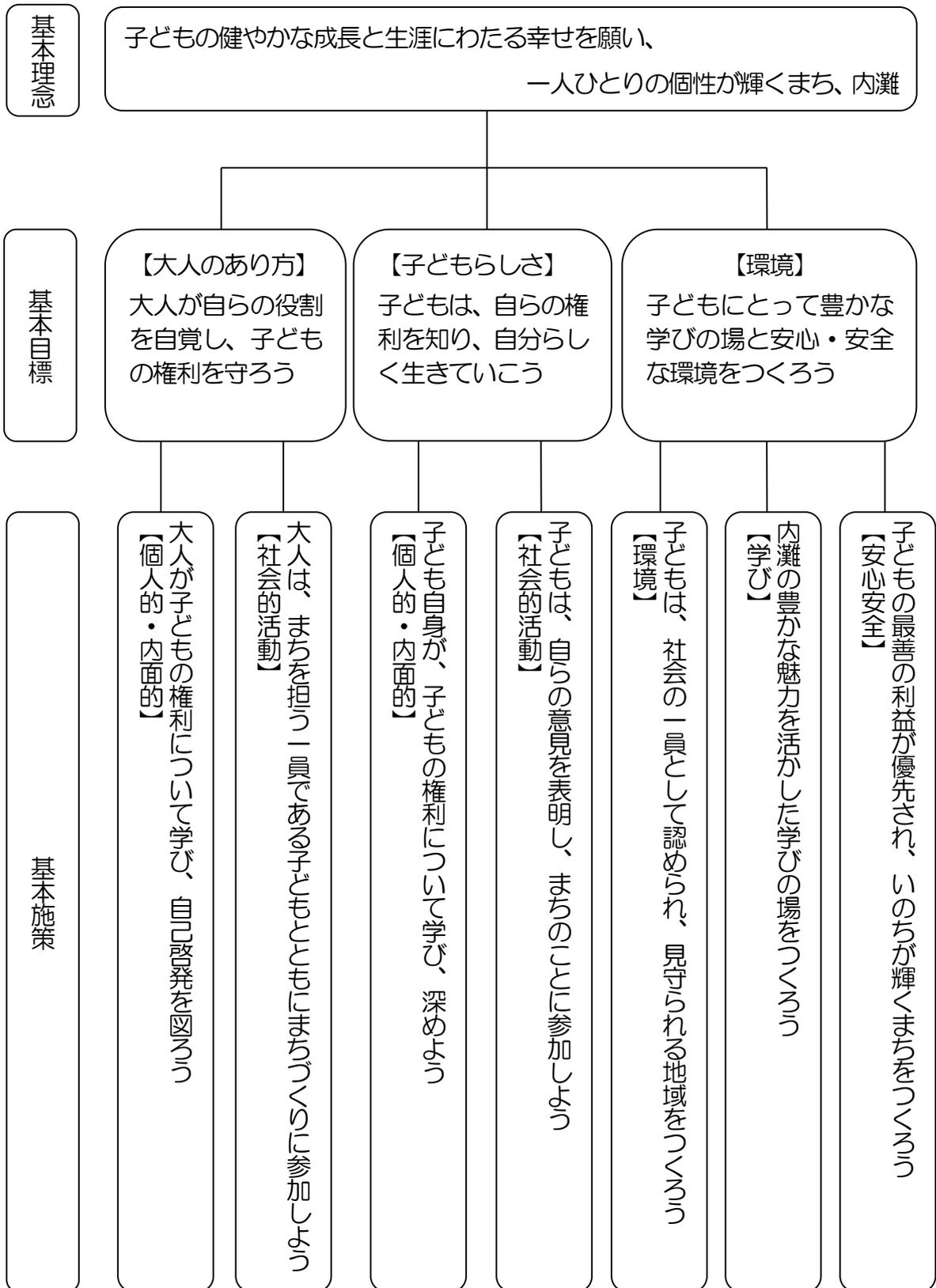
また、子どもたちが自分の力で考えながら、地域社会に参加していく取組を推進していきます。

(3) 環境：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう

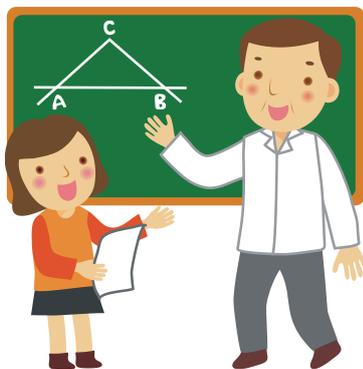
子どもの豊かな成長には、様々な経験を積むことが重要な役割を果たすため、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等の体験活動の場を設けます。

また、子どもが健康で、安心・安全に生活できるように、子どもを取り巻くよりよい環境づくりを推進します。

3 体系図



第4章 計画の基本施策



第4章 計画の基本施策

【基本目標1】

大人のあり方：大人が自らの役割を自覚し、子どもの権利を守ろう。

基本施策1)

大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。

現在、「子どもの権利」という言葉は広く知られているとは言えないことから、保護者や学びの施設、地域など大人を対象として子どもの権利について学習する機会を設け、普及啓発を推進します。

○具体的な取り組み

- 1 大人向けの啓発チラシやパンフレットを作成し、活用する。また、DVD等映像も活用する。
- 2 年1回以上、広報や子どもに関する各種パンフレットに子どもの権利について記載し、周知を図る。
- 3 町（子育て支援センター、保健センター、学童保育等）、学びの施設（学校、幼稚園及び保育所等）、子どもに関係する団体（子ども会、PTA、子育てサークル等）、地域（公民館、スポーツ少年団等）において、子どもの権利について学ぶ機会を設ける。町は、学習資料の提供や講師の派遣を行う。
- 4 町は、子どもの権利の周知を目的としたイベントやセミナーを開催する。
- 5 子どもの成長度合いによって、子育ての課題や悩みが異なることから、ライフステージにあわせた子育てセミナー（仮称）を実施する。
- 6 町は、大人同士が子どもの権利及び子育てに関する課題を話し合い、問題意識を共有するための機会を設ける。
- 7 家庭におけるコミュニケーションを支援するため、啓発活動の実施や学びの機会を設ける。

○評価指標

- 大人の「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上）

基本施策2)

大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。

まちづくりの主役は地域住民です。大人が自らの経験を踏まえて、感性豊かな子どもと一緒に話し合い、地域のまちづくり活動を行うことは、次代の内灘町を担う子どもたちの良い経験となります。

大人は、子どもが意見を表明しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、愛情をもって子どもの意見をしっかり受け止め、地域のまちづくり活動に子どもの意見を活かしていくように配慮していきます。

○具体的な取り組み

- 1 地域住民と子どもとのコミュニケーション活動を推進する。
- 2 「ひと・まち・海が輝き 笑顔あふれる都市 うちなだ」づくりのため、施設や地域において子どもと一緒にできるボランティア活動を推進する。
- 3 大人と子どもが地域のまちづくり活動に参加しやすい雰囲気をつくるために、各地区公民館等で子どもの権利について学ぶ機会を設ける。

○評価指標

- ・ 各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（5年間で全公民館）

【基本目標2】

子どもらしさ：子どもは、自らの権利を知り、自分らしく生きていこう。

基本施策3)

子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。

子どもが、誰もが一人の人間として、社会生活において幸福な生活を営むために必要な人権をもつことを学び、人権意識を身につけることができるように、学習機会を提供していきます。

○具体的な取り組み

- 1 子ども向けの啓発チラシやパンフレットを作成し、活用する。また、DVD等映像も活用する。
- 2 全学校において、人権週間（12月4日～10日）や道徳の授業の際に、子どもの権利条例の周知と子どもたち自身が自分たちの権利について学ぶ「内灘町子どもの権利条例を学ぶ授業」を学年ごと等で実施する。
- 3 町は、子ども同士で相手の権利及び自身の自己肯定感などについて話し合い、考える機会を設ける。
- 4 学校において、仲間や友達同士が支え合い助け合っていく上で必要なコミュニケーション能力を向上させるためのピアサポート活動などを推進する。
- 5 子育て施設や学びの施設などに、人権意識を啓発するような推薦図書を置き利用に供するものとする。

○評価指標

- 子どもの「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上）
- 小中学校での学習（各校年1回以上、学年ごと）
- 子どもの自己肯定感の向上
（自分のことが好きと回答する割合 令和7年度に70%以上）

基本施策4)

子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。

子どもは、家庭や学校、地域などさまざまな場面において意見を表明し、自分たちに関わることに主体的に参加することで、自立性や社会性を育むことができます。

自分の考えや思いを伝え、大人とのやりとりを重ねながら、子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。

○具体的な取り組み

- 1 子どもと大人が一緒に参加する各種会合、講演会等を開催する。
- 2 子どもの権利に関する各種施策についての意見を述べるための「子ども会議」を開催するほか、必要に応じて、町政に対して子どもが町と議会に意見を発表する「子ども議会」を実施する。
- 3 町は、町政に対する子どもの意見を可能な範囲で施策に反映するよう努めるものとする。

○評価指標

- ・ 子ども会議の開催（年1回以上）
- ・ 子ども議会の開催（目標年度までに1回以上）

【基本目標3】

環境：子どもにとって豊かな学びの場と安心・安全な環境をつくろう。

基本施策5)

子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。

核家族化や少子高齢化、日常における人間関係の希薄化により、年々、地域の大人が子どもと身近に接する機会が減ってきています。

地域の住民同士がつながり・絆を深め、子どもを社会の一員として認識し、社会全体で子どもを育てるように努めるものとします。

○具体的な取り組み

- 1 地域の住民が子どもを温かく見守るため、挨拶運動や防犯などの街頭活動を積極的にを行い、子どもと会話する機会を設ける。
- 2 地区や学校PTAなどが母体となる自主的な子ども育成組織の充実を図る。
- 3 地域のつながりを深め、子どもの居場所づくりを推進するため、子ども会・児童部、青年部等の活動をより活性化する。
- 4 祭りや行事等の各種活動を通して、地域の住民と子どもが交流する。
- 5 子どもが地域の年配者と交流する機会を設ける。

○評価指標

- ・ 子ども会・児童部、青年部等の活動の参加率向上
(「がんばっていること」に「子ども会・児童部、青年部等の活動」と回答する割合 令和7年度に10%以上)

基本施策6)

内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。

子どもが知識と教養を身につけ、安心して遊び、豊かな学びや様々な体験ができる場の充実を図ります。

○具体的な取り組み

- 1 遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域等の豊かな体験、活動を伸び伸びと行うために必要な施設を充実する。
- 2 内灘の文化・歴史・自然を学ぶための体験教室やまちのお宝発見ウォークラリーなどのイベントを開催する。

○評価指標

- ・ 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（わくわく土曜体験教室）の開催（年80回以上）

基本施策7)

子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくらう。

子どもは健康で、安心安全な生活を送ることができなければなりません。子どもにとって、虐待、育児放棄、性的暴力、学校や部活動でのいじめや仲間はずれ、障害のあることなどを理由とした差別、先生からの体罰などは、子どもの権利の侵害です。

子どもの権利侵害が起きた場合に、子どもが安心して相談できるように、また、大人が子どもの気になる症状を見逃すことのないように、家庭、学びの施設、地域、児童相談所等がそれぞれ役割をもって連携した相談体制づくりが求められます。

○具体的な取り組み

- 1 保護者が安心・安全な子育てを行うための支援体制の充実を図る。
- 2 子どもが悩みごとを相談しやすい体制の充実を図る。
- 3 子どもや保護者の相談機関の周知を図る。
- 4 公民館などの施設において、子どもからSOSがあった際に、速やかに対応できる体制の充実を図る。

○評価指標

- 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上）

第5章 計画の推進体制と検証



第5章 計画の推進体制と検証

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、町民が子どもの権利の重要性を理解し、地域の大切な宝物である子どもたちを、地域全体で守り育てていく必要があります。

町は子ども会等の地域団体や学びの施設と連携を図りながら、必要に応じて内灘町子ども会議及び内灘町子どもの権利委員会に意見を求め、教育、福祉、保健などの関係部署が連携して、子どもの権利に関する施策を推進していきます。

2 計画の検証

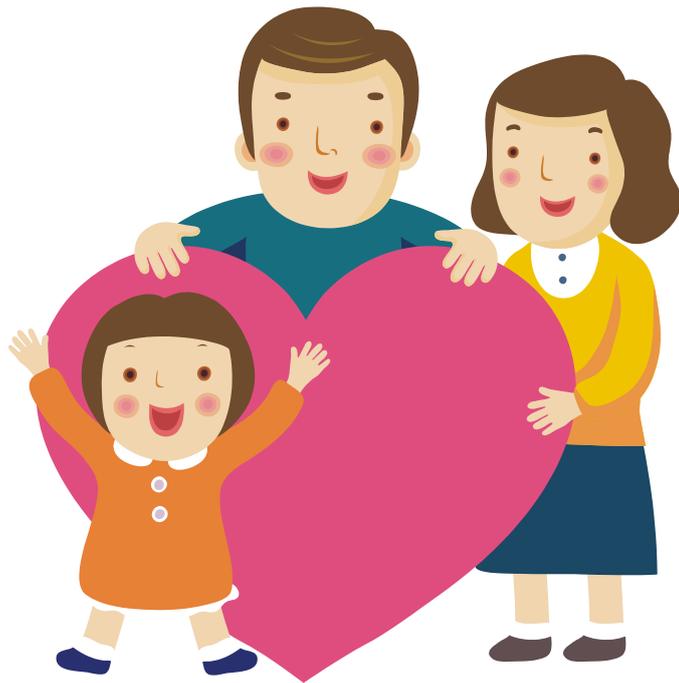
計画の各基本施策に挙げた具体的な取り組みの実施に努め、施策目標についての実施状況を2025年（令和7年）度に子どもの権利委員会が検証します。また、計画期間中の社会の変化に応じて、調査研究を適宜行っていきます。

| 計画の基本施策 | | 評価指標 |
|---------|-----------------------------------|---|
| 1 | 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。 | ・大人の「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上） |
| 2 | 大人は、まちを担う一員である子どもとともにまちづくりに参加しよう。 | ・各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（5年間で全公民館） |
| 3 | 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。 | ・子どもの「内灘町子どもの権利条例」の認知度の向上（令和7年度に50%以上） ・小中学校での学習（各校年1回以上、学年ごと） ・子どもの自己肯定感の向上 （自分のことが好きと回答する割合 令和7年度に70%以上） |
| 4 | 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。 | ・子ども会議の開催（年1回以上） ・子ども議会の開催（目標年度までに1回以上） |

| 計画の基本施策 | | 評価指標 |
|---------|---------------------------------|---|
| 5 | 子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども会・児童部、青年部等の活動の参加率向上（「がんばっていること」に「子ども会・児童部、青年部等の活動」と回答する割合 令和7年度に10%以上） |
| 6 | 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもや親子を対象にした自然体験活動等（わくわく土曜体験教室）の開催（年80回以上） |
| 7 | 子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談機関の情報交換会の開催（年1回以上） |

（計画期間：2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度まで）

資料編



1. 内灘町子どもの権利条例

平成二十三年十二月二十六日

条例第十七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
 - 第二章 子どもの未来のために(第六条—第十条)
 - 第三章 この町で育つ(第十一条—第十四条)
 - 第四章 未来へ向かって(第十五条—第十八条)
 - 第五章 雑則(第十九条)
- 附則

前文

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に^{さんさん}燦々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおり、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、^{きはんいしき}規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人と人との温かなつながりのある、子どもとともにつくり上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を

尊重することを宣言し、この条例を定めます。

第一章 総則

(めざすもの)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの健やかな成長と生涯にわたる幸せを願い、一人ひとりの個性が輝くことを目的とします。

(条例が定めるもの)

第二条 この条例において「子ども」とは、町内に居住、又は通学若しくは通勤している十八歳未満の人とこれに準ずる人をいいます。

(大切にしたい考え)

第三条 子どもは、町の宝です。

2 子どもは、社会の一員として尊ばれます。

3 大人は、先行する世代としての使命を自覚し、子どもへの理解に努めます。

4 地域社会は、一体となって子どもを愛しより良い成長の手助けをします。

5 いかなる場合も子どもの最善の利益を優先します。

(町がすること)

第四条 町は、あらゆる施策を通じ、子どもの自主的な活動を支援及び奨励し、並びに子どもが主体的に物事に参加できる仕組みづくりに努めます。

(私たち町民の役割)

第五条 私たち町民は、子どもの個性や考えを認め、理解し、互いに尊重し合います。

2 私たち町民は、子どもの権利を認め、家庭や地域における人と人との繋がりの中で、必要な支援を行います。

第二章 子どもの未来のために

(愛される権利)

第六条 子どもは、社会の大切な存在として誰からも無条件に愛されます。

(学びへの権利)

第七条 子どもは、国家及び社会の担い手としての知識と教養を身につけるための教育を受け、学習することができます。

2 子どもは、あらゆる人とのより良い人間関係の中で学ぶことができます。

3 子どもは、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域(郷土)等の豊かな体験、活

動、出会いの中で学ぶことができます。

(健康に生きる権利)

第八条 子どもは、常に健康に配慮がなされ、適切な医療の提供を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第九条 子どもは、衣食住、休息及びくつろぎのある居場所等が保障され、いつでも、どこでも安心安全な環境の中で育てられます。

2 子どもは、差別やいじめ、虐待を受けることなく、安心して生きることができます。

3 子どもは、その置かれた環境で安心安全が守られない場合、その境遇からの保護又は救済を求め、それを受けることができます。

(自分らしく生きる権利)

第十条 子どもは、常に自らの尊厳が守られ、自分らしく生きることができます。

2 子どもは、家庭、地域、学校及び公共施設等のあらゆる場で、年齢や成長の度合いに関わらず自由に自分の意見を表現することができ、その意見は尊重されます。

3 子どもは、適切な支援及び助言が受けられるとともに、自らに関することを自分で決定することができます。

第三章 この町で育つ

(保護者や家庭の役割)

第十一条 保護者は、子どもを養育する第一義的な責任を負う者であることを自覚し、子どもを尊重するとともに、年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

2 家庭は、あらゆる危険から子どもを守り、子どもが成長するために必要な安らぎを得られる場所であるよう努めます。

(学校、幼稚園及び保育所の役割)

第十二条 学校、幼稚園及び保育所(以下「学びの施設」という。)は、子どもが豊かな人間性を育くむための重要な機関であることを認識し、子どもの権利の保障に努めます。

(地域社会の役割)

第十三条 地域社会は、祭りや行事等の各種活動を通して、大人と子どもが交流する

とともに、その有する教育力を活かして、子どもを地域全体で見守り、育てるよう努めるものとします。

(連携と協働)

第十四条 この条例に規定する子どもの権利は、家庭、学びの施設及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって働き、その保障に努めるものとします。

第四章 未来へ向かって

(子ども会議)

第十五条 町は、子どもの権利に関する施策を含む町政について子どもの意見を求めるため、必要に応じて内灘町子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催します。

2 子ども会議は、子どもの自主的、かつ、自発的な取り組みにより運営され、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののほか、町長その他の執行機関に対し意見を提出することができます。

(子どもの権利委員会)

第十六条 町は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、必要に応じて内灘町子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を設置します。

2 権利委員会は、子どもの権利に関する各種施策の推進について意見を述べるもののほか、町長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもの権利の保障の状況について調査、審議及び答申を行うものとします。

(推進計画)

第十七条 町は、子どもの権利に関する各種施策を推進するにあたっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 町は、前項の推進計画を定めるにあたっては、町民、第十五条に定める子ども会議及び前条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

(施策の推進)

第十八条 町は、前条に定める推進計画に基づき、子どもの権利に配慮した施策を推進するものとします。

第五章 雑則

(その他)

第十九条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

2. 条例に関するQ&A

Q1.

「子どもの権利」とは何でしょうか？

A1.

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期をいきいきと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持っており、日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されているものです。

子どもは、弱く未成熟な存在であるとともに、成長・発達する過程にある存在です。このような子ども期の特殊性を踏まえたうえで、子どもが、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、町全体で支援していくことが求められます。

Q2.

児童の権利に関する条約とは何でしょうか？

A2.

子どもたちの基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られることを願って、1989年、国連において採択されたのが「児童の権利に関する条約」です。日本でも1994年に同条約を批准しています。

Q3.

児童の権利に関する条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？

A3.

子どもたちを取り巻く状況は、いじめ、不登校、虐待など、深刻な問題が多く発生しています。

この条例は、内灘町の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。もちろん、条例の前文に、「日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき」と表現しているように、憲法や条約に定める基

本的人権の範囲を逸脱して、新たな権利を定めるものではありません。

子どもは家庭や地域社会の愛情に包まれ、権利を保障されることにより、豊かな人格を形成し健やかに成長していくことができます。

内灘町においても、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備が大切であると考え、内灘らしい「子どもの権利条例」を作ろうと考えました。

Q4.

この条例を作るために、どのような取り組みをしてきたのですか？

A4.

平成20年11月「内灘町子どもの権利条例検討委員会設置要綱」を公布、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関、公募による委員などで構成される検討委員会を平成21年1月に設置し、「子どもの権利アンケート」により子どもの意見を、また、内灘町町民意見等募集（パブリックコメント）手続実施要綱に基づき、郵送、FAXまたは電子メールによる意見募集と、意見交換会により、広く町民全体の意見を取り入れた条例づくりを目標に3年近くをかけて検討を進めてきました。

Q5.

子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起りませんか？

A5.

子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起らないようにするためにも、「年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い」と条例にあるとおり、保護者はどのようなことが権利の濫用に当たるのかということ、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。

町は、条例により、このように権利を定めることで、内灘町に住む一人ひとりの子どもが、自らの権利に関心を持ち、正しく学び、そして他人の権利を尊重することを学習できる大きなきっかけになると考えています。

Q6.

権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人になるのではないですか？

A6.

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということもありますが、子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、すべての子どもが無条件に有しているものです。

子どもの権利は、いわば、子どもの基本的人権ともいうことができます。しかし、権利や自由とは、自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利を行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもは、我がままになるのではなく、むしろ、自然に、相手の気持ちを想像できるようになり、子どもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力、他者の配慮をする力などが養われると考えています。

Q7.

子どもに対して権利が保障されている反面、保護者・家庭、学びの施設や地域の役割では「努める」となっているようですが、「しなければならない」ではないのはどのような考え方ですか？

A7.

この条例で定めている内容は、条約の趣旨を、内灘町の実情に即した形で具現化するものであり、この条例によって、新たな義務を町民等に課すものではなく、条約に基づき有している町民等の責務を改めて確認するものと考えています。

Q8.

条例には保護者・家庭や学びの施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

A8.

保護者・家庭、学びの施設の方には、本条例趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取組を行っていただきたいと考えています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などの教育のことであり、日常生活を送るうえで、あるいは、将来、社会で活躍するために、正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことで、保護者の大切な役割です。子どもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ、正しいしつけを受けることも、大切な子どもの権利の一つであると考えられます。

教育についても同様であり、これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。

Q9.

第2条に「子ども」が定義されていますが、「これに準ずる人」というのはどのような人ですか？

A9.

この条例では18歳未満を「子ども」と定義しています。「これに準ずる人」とは、18歳に達した者でも、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の者と取扱いを同じくすることが適当なこともあり、18歳未満の者が通学する学びの施設に、同様に通学する者が該当します。

3. 内灘町子どもの権利委員会設置要綱

令和二年六月三十日

教委告示第六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、内灘町子どもの権利条例(平成二十三年内灘町条例第十七号)(以下「条例」という。)第十六条第一項の規定により、内灘町子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第二条 委員会は、条例第十六条第二項及び第十七条第二項に規定する事項を所掌する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育部文化スポーツ課において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年七月一日から施行する。

(内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱の廃止)

2 内灘町子どもの権利条例推進計画検討委員会設置要綱(平成二十四年内灘町教委告示第二号)は、廃止する。

4. 内灘町子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

| 区分 | 所属等 | 氏名 |
|--------------|-----------------|--------|
| 学識経験者 | 金沢大学 名誉教授 | 浅野 秀重 |
| 各種団体代表 | 内灘町民生児童委員協議会 代表 | 小林 由利子 |
| | 人権擁護委員 代表 | 藤田 邦子 |
| | 内灘町公民館協議会 会長 | 中川 勝美 |
| | 内灘町子ども会連絡協議会 会長 | 宮前 貴男 |
| | 内灘町PTA 連合会 会長 | 中村 敏男 |
| 関係行政機関 職員 | 内灘町保健センター 所長 | 上前 久美子 |
| | 内灘町立保育所長 代表 | 岡田 順子 |
| | 内灘町子育て支援センター 所長 | 西村 美和 |
| | 内灘町校長会 会長 | 岡田 秀 |
| | 内灘町教育センター 所長 | 桐山 一人 |

事務局

| 区分 | 役職 | 氏名 |
|-----|------------|-------|
| 事務局 | 教育長 | 久下 恭功 |
| | 教育部長 | 上出 功 |
| | 文化スポーツ課長 | 上出 勝浩 |
| | 文化スポーツ課長補佐 | 中佐 光人 |
| | 文化スポーツ課 主事 | 船本 真美 |

5. 第2次内灘町子どもの権利条例推進計画策定までの経過

- 令和 2年 3月 第1次内灘町子どもの権利条例推進計画の計画期間終了
- 令和 2年 7月27日 第1回内灘町子どもの権利委員会
- ・第1次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況の検証及び計画の見直しについて
 - ・子どもの権利に関するアンケート調査（案）について
- 令和 2年 8月 子どもの権利に関するアンケート調査の実施
- 令和 2年11月20日 第2回内灘町子どもの権利委員会
- ・子どもの権利に関するアンケート調査結果について
 - ・第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）について
 - ・第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の実施について
- 令和 2年12月25日 第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の実施
- ～令和3年 1月25日 ⇒意見なし
- 令和 3年 2月18日 第3回内灘町子どもの権利委員会
- ・第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する意見募集の結果について
 - ・第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（案）について
- 令和 3年 3月17日 内灘町子どもの権利委員会が第2次内灘町子どもの権利条例推進計画（案）を内灘町教育委員会に提出

6. 第1次内灘町子どもの権利条例推進計画に係る施策の実施状況表（抜粋）

（達成状況 ○：達成しているもの、△：どちらともいえないもの、×：達成していないもの）

| 基本施策 | |
|---------------------------------------|---|
| 評価指標 | 達成状況と今後の課題 |
| 1 大人が子どもの権利について学び、自己啓発を図ろう。 | |
| ・大人向け啓発チラシ・学習資料の作成 | △ 新たな啓発チラシ等は作成せず、学習資料の提供は、計画策定年度より前に作成したもので対応した。 今後取り組む必要がある。 |
| ・団体への学習支援（講師の派遣年1回以上） | ○ ファミリー・サポート・センターの提供会員を対象とした養成講座において、町立保育所長が講師となり、子どもの権利について学ぶ機会を設けた。毎年度実施した。 また、小学校でCAPセミナーを年2回以上開催し（令和元年度除く）、町は講師を派遣した。 今後も引き続き実施していく必要がある。 |
| 2 大人は、まちを担う一員として子どもとともにまちづくりに参加しよう。 | |
| ・各地区公民館事業における子どもの権利についての学習（公民館の50%以上） | △ 各地区公民館の多様な行事の中で、親子や世代の違う地域住民がともに活動した。大人が、子どもと関わる中で、子どもの意見や思い等について考える機会となった。 ただし、子どもの権利の学習に焦点をあてた行事は、実施されなかったため、今後取り組む必要がある。 |
| 3 子ども自身が、子どもの権利について学び、深めよう。 | |
| ・子ども向け啓発チラシ・学習資料の作成 | △ 新たな啓発チラシ等は作成せず、学習資料の提供は、計画策定年度より前に作成したもので対応した。 今後取り組む必要がある。 |
| ・小学校での学習（各校年1回） | ○ 人権擁護委員による人権教室を開催し、各小学校において、年1回、子どもの権利についての学習を実施した。 今後も引き続き実施していく必要がある。 |

(達成状況 ○：達成しているもの、△：どちらともいえないもの、×：達成していないもの)

| 基本施策 | | |
|--|------------|---|
| 評価指標 | 達成状況と今後の課題 | |
| 4 子どもは、自らの意見を表明し、まちのことに参加しよう。 | | |
| ・子ども会議の開催（年1回以上） | △ | 広義の子ども会議として、内灘町子ども会連絡協議会の子ども委員会等において啓発パンフレットを配布していたが、今後取組方法に検討が必要である。 |
| ・子ども議会の開催（目標年度までに1回以上） | ○ | 平成27年度に実施した。 今後も引き続き実施する必要がある。 |
| 5 子どもは、社会の一員として認められ、見守られる地域をつくろう。 | | |
| ・地域住民による挨拶運動・防犯活動の推進（自主防犯組織構成員数の増加） | △ | 自主防犯組織構成員数はほぼ変わらなかった。 今後、町は自主防犯組織の周知活動に協力する等、地域住民と連携して挨拶運動・防犯活動をさらに推進していくことが必要である。 |
| 6 内灘の豊かな魅力を活かした学びの場をつくろう。 | | |
| ・子どもや親子を対象にした自然体験活動等（内灘夢教室）の開催（年10回以上） | △ | 内灘夢教室については、年10回以上実施できなかった。 平成29年度から開催したわくわく土曜体験教室では、子どもを対象とした文化やスポーツなどの多彩な体験教室を年70回以上開催できた。 今後も引き続き実施する必要がある。 |
| 7 子どもの最善の利益が優先され、いのちが輝くまちをつくろう。 | | |
| ・相談機関の情報交換会の開催（年1回以上） | ○ | 要保護児童対策地域協議会の会議において情報交換した。会議は年1回以上開催された。 今後も引き続き相談機関の情報交換会の開催を推進する必要がある。 |

7. 子どもの権利に関するアンケート調査結果（抜粋）

(1) 目的

町内の子どもや保護者の、子どもの権利に関する意識や内灘町子どもの権利条例の認知度等について把握し、第2次内灘町子どもの権利条例推進計画策定の参考資料とする。

(2) 調査期間

令和2年8月

(3) 対象

町内の小学校 4～6 年生とその保護者、中学校 1～3 年生とその保護者

(4) 調査方法

各学校を通じて、児童・生徒・保護者にアンケート用紙を配布・回収した。

(5) 調査の実施主体

内灘町

(6) 回収結果

単位：回収率は%、他は人

| 区分 | | 小学校 | 中学校 | 不明 | 合計 |
|-----|-----|------|------|----|------|
| 配布数 | | 753 | 703 | | 1456 |
| 子ども | 回収数 | 728 | 654 | 5 | 1387 |
| | 回収率 | 96.7 | 93 | | 95.3 |
| 保護者 | 回収数 | 648 | 613 | 3 | 1264 |
| | 回収率 | 86.1 | 87.2 | | 86.8 |

(7) 集計方法

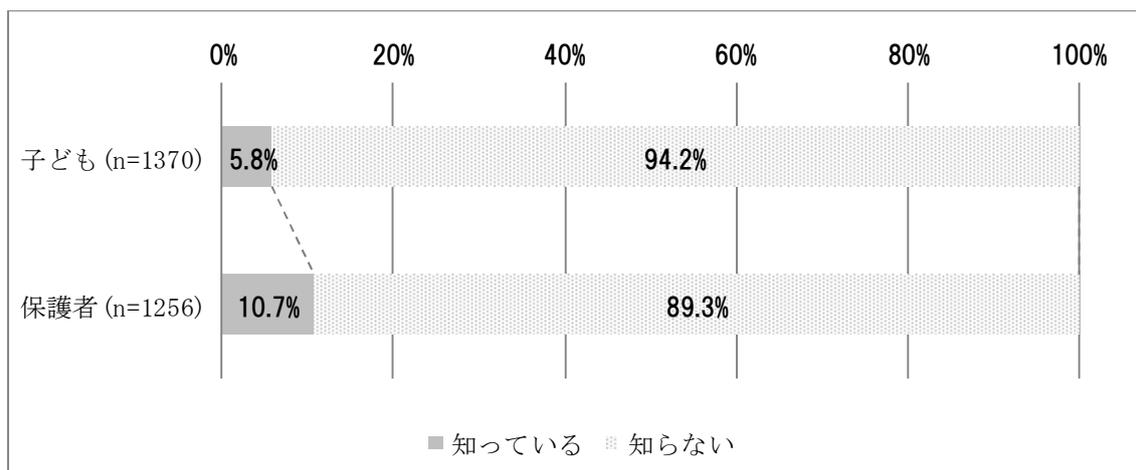
- 各質問の集計は無効回答を除いて小計し、これを母数（100%）として各選択項目の回答数の割合を示す。
- パーセンテージについては、小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%には一致しない。
- 複数回答の質問は、1項目以上選択した回答者数を母数（100%）としているため、各選択項目の回答数の割合は、合計すると100%を超える。
- 「子ども」、「保護者」には、学年不明の数をそれぞれ含む。

(8) アンケート結果（抜粋）

①内灘町子どもの権利条例の認知度について

「内灘町子どもの権利条例」について「知っている」と答えた子どもは5.8%であり、「知らない」と答えた子どもは94.2%でした。また、「知っている」と答えた保護者は10.7%であり、「知らない」と答えた保護者は89.3%でした。

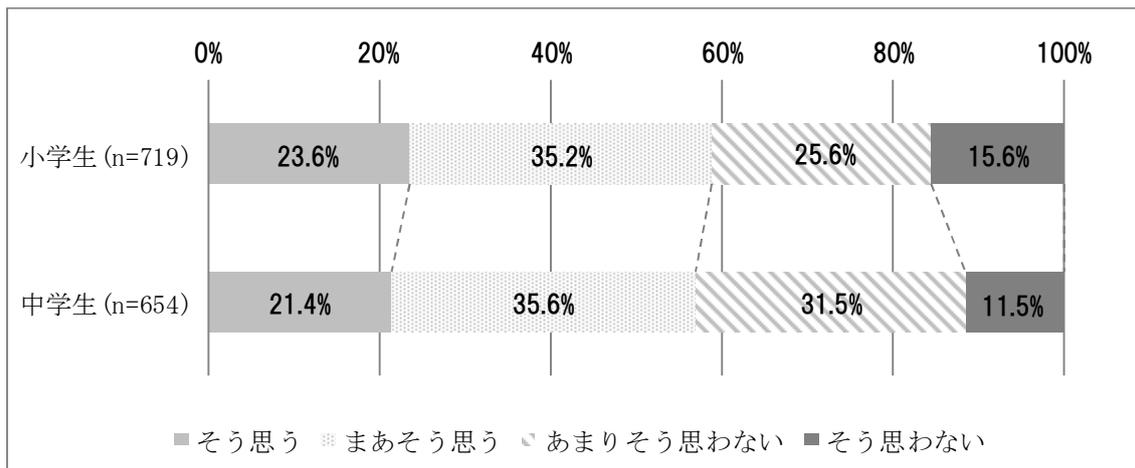
（子ども・保護者）【問15】あなたは、「内灘町子どもの権利条例」を知っているか。



②子どもの自己肯定感について

「自分のことが好きか」について「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した人は、小学生、中学生ともに4割以上いました。

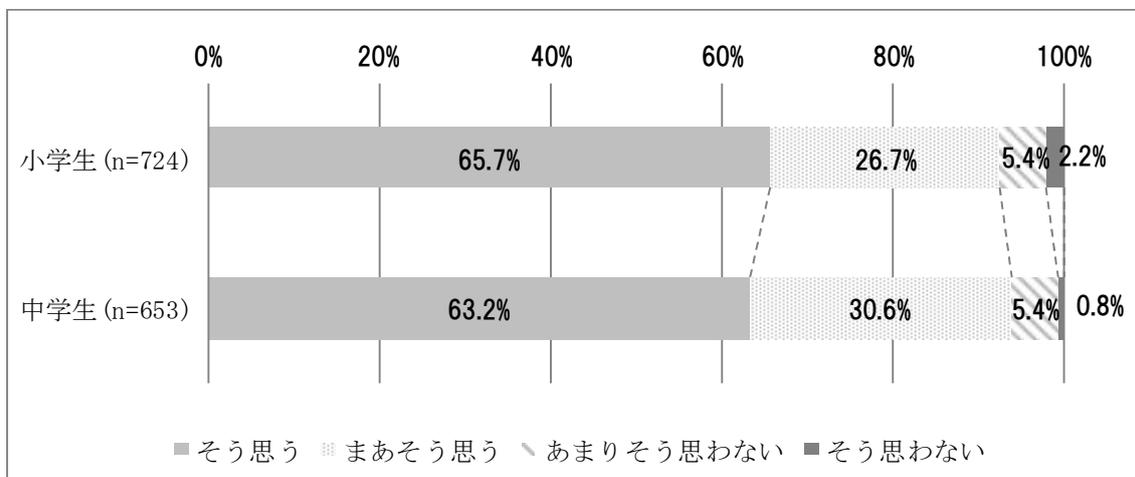
(子ども)【問4】あなたは、自分のことが好きか。



③家庭でのコミュニケーションについて

「家族から大切にされていると思うか」について「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した人は、小学生、中学生ともに一定数いました。

(子ども)【問5】あなたは、家族から大切にされていると思うか。

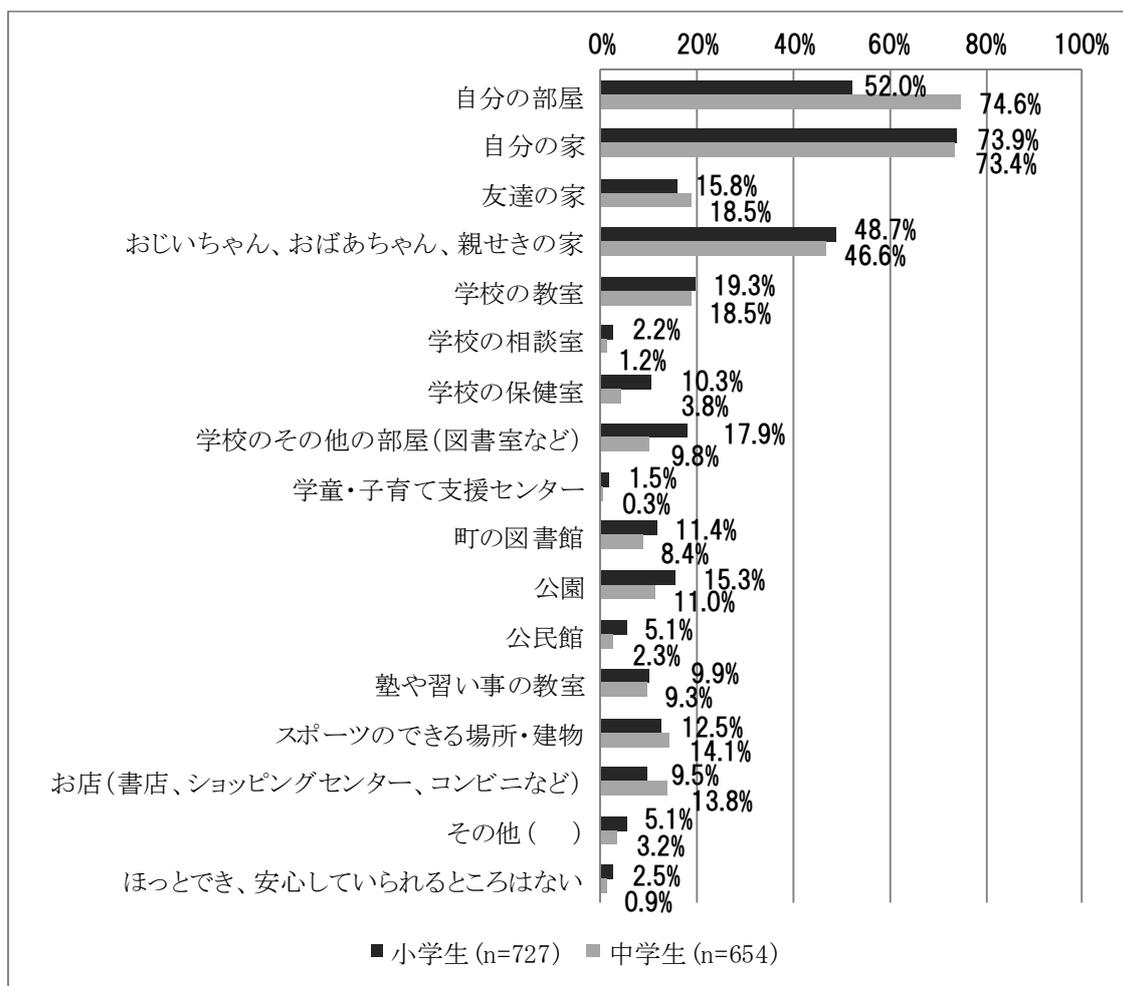


④ほっとでき、安心していられるところについて

小学生は、「自分の家」が73.9%、「自分の部屋」が52%、「おじいちゃん、おばあちゃん、親せきの家」が48.7%となりました。「ほっとでき、安心していられるところはない」は、2.5%となりました。

中学生は、「自分の部屋」が74.6%、「自分の家」が73.4%、「おじいちゃん、おばあちゃん、親せきの家」が46.6%となりました。「ほっとでき、安心していられるところはない」は、0.9%となりました。

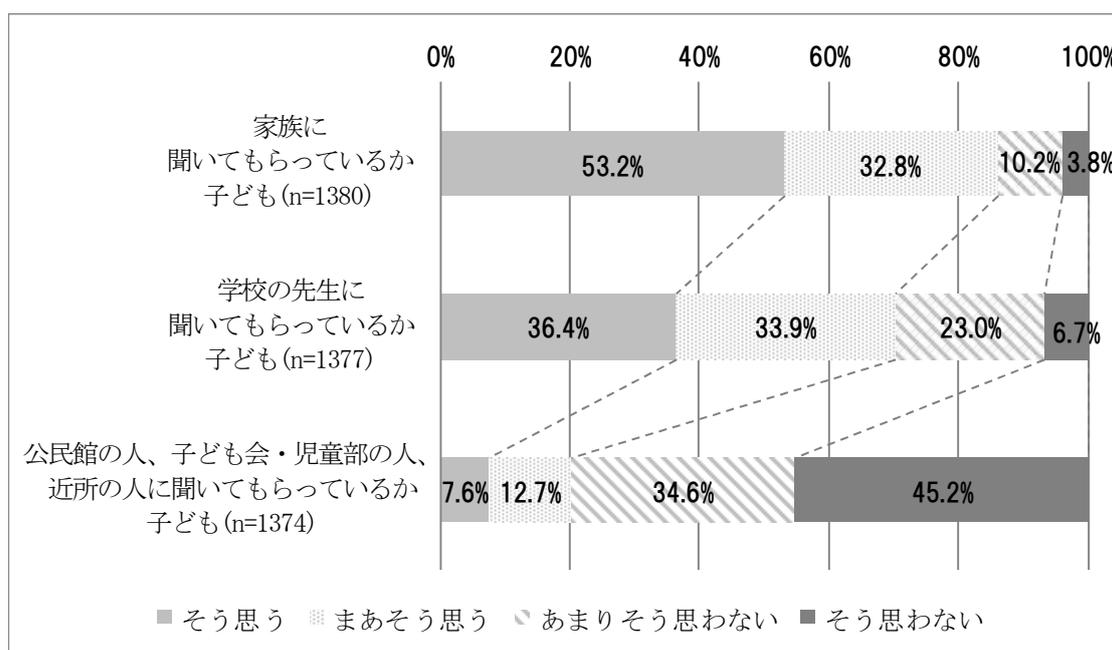
(子ども)【問6】あなたにとって、ほっとでき、安心していられるところはどこか。(複数選択可)



⑤相談や意見表明の機会について

「考えを聞いてもらっているか」について家族や学校の先生では、「そう思う」「まあそう思う」と答えた子どもは、多くいましたが、地域においては少ない現状です。

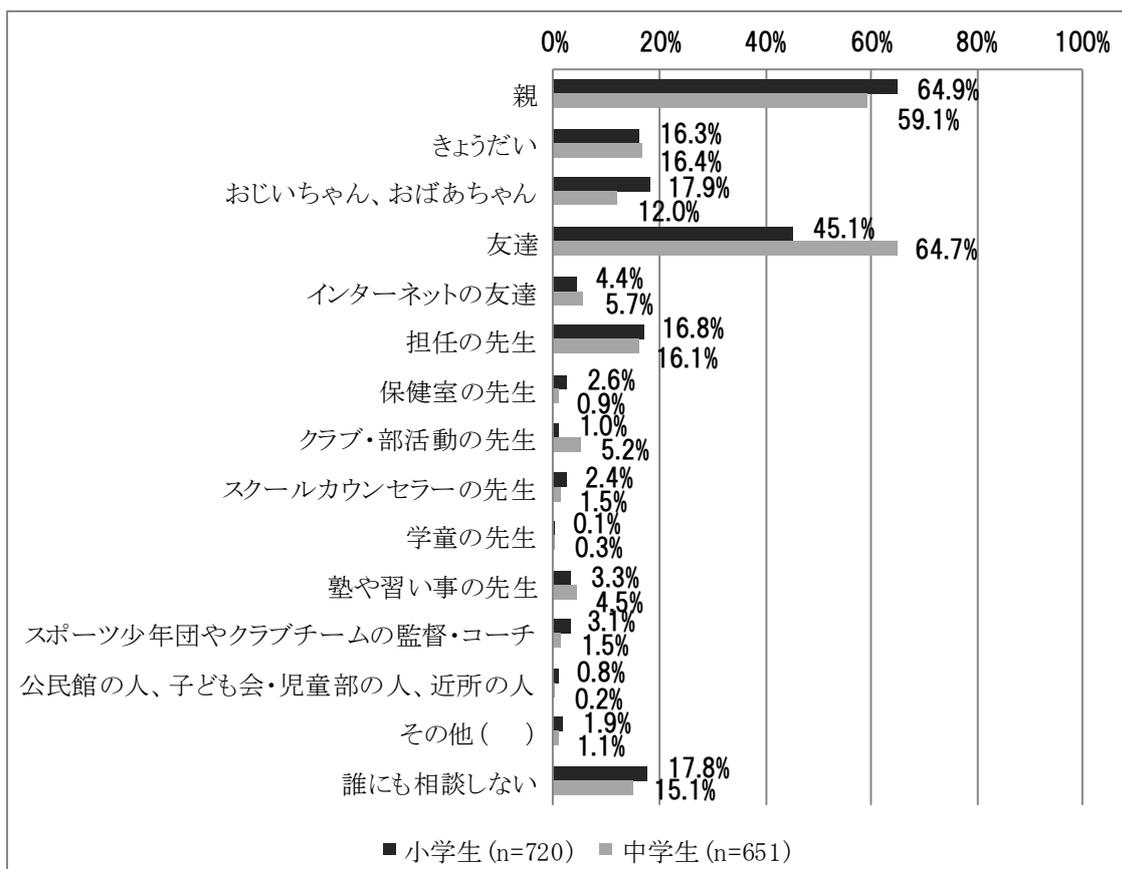
(子ども)【問7、9、11】家族や学校の先生、公民館の人、子ども会・児童部の人、近所の人に、あなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか。



⑥困ったり、悩んだりしたとき相談する人

家族や友達、担任の先生が多く、「誰にも相談しない」と答えた子どもは、小学生17.8%、中学生15.1%と多くいました。

(子ども)【問14】あなたが、困ったり、悩んだりしたとき、誰に相談するか。
(複数選択可)



第2次内灘町子どもの権利条例推進計画

令和3年3月

編集・発行 内灘町教育委員会教育部文化スポーツ課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
TEL 076-286-6716 FAX 076-286-6714
E-mail bunspo@town.uchinada.lg.jp